

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年4月25日

大磯町町税条例の一部改正について

資 料

定額減税について 資料1

大磯町町税条例の一部改正について 資料2

税 務 課

定額減税について

1

1. 定額減税の実施背景

【国の流れ】

- ・ 令和 5 年10月23日 岸田首相の所信表明演説
最優先課題→経済対策のポイント「国民への還元」
※物価高に対して賃金の上昇が追いつかない

- ・ 令和 5 年12月22日 令和 6 年度税制改正の大綱が閣議決定

●定額減税の実施

所 得 税（令和 6 年分※1）の定額減税・・・ **3万円**を控除

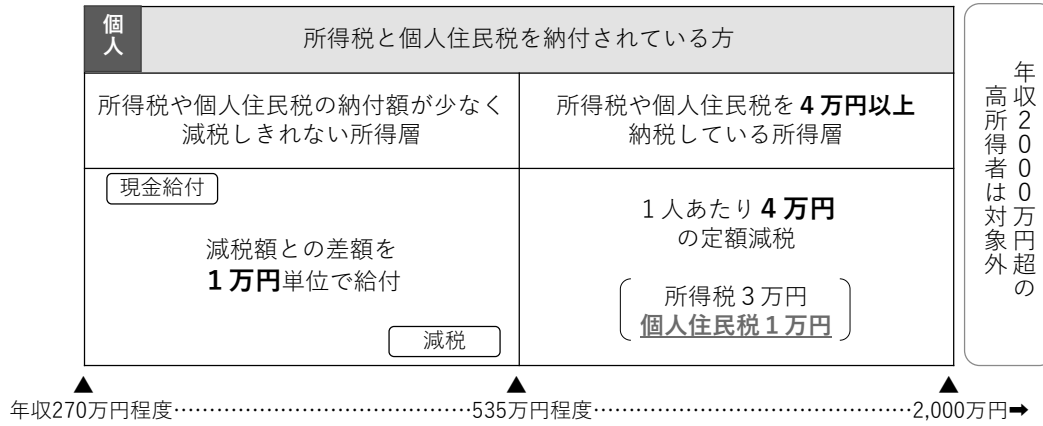
※1 所得税はその年の1月から12月までの所得から計算され、年末調整後に確定する。

個人住民税（令和 6 年度※2）の定額減税・・・ **1万円**を控除

※2 個人住民税は前年の所得をもとに6月に決定する。

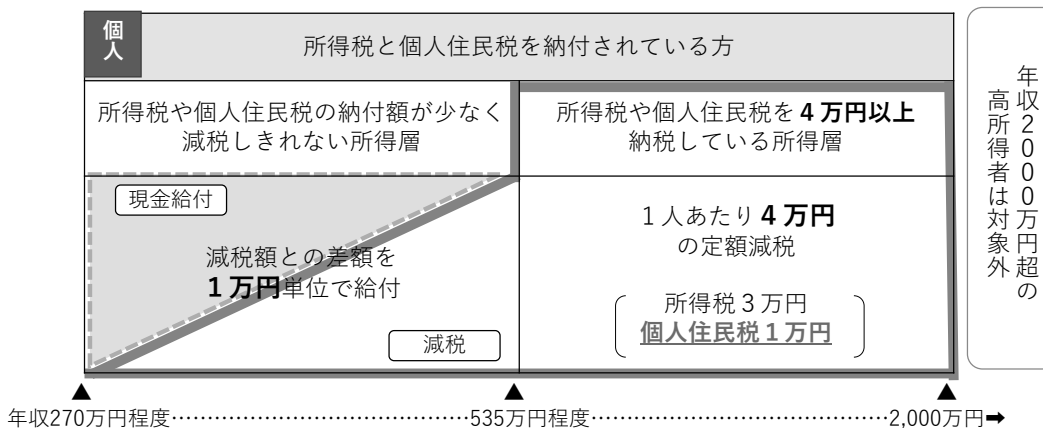
- ・ 令和 6 年 3 月28日 税制改正関連法 可決・成立（3/30公布）

2. 定額減税のイメージ



3

3. 定額減税の対象者の範囲



4

4. 定額減税の対象者

【対象者】

- ・ 令和6年分の所得税を納税する方で、令和6年分の合計所得が1,805万円（給与収入2,000万円相当）以下の方
※個人住民税は、前年の合計所得金額が1,805万円以下である、所得割の納税義務者

【定額減税】

- ・ 1人につき4万円（所得税3万円、**個人住民税1万円**）
 （1人＝本人、配偶者を含む扶養親族）

≪事例≫ 配偶者と子ども2人の4人世帯の場合

- ・ 所 得 税 3万円（本人分） + 3万円 × 3名（配偶者・扶養親族） = 12万円
 - ・ 個人住民税 1万円（本人分） + 1万円 × 3名（配偶者・扶養親族） = 4万円
- 減税額 計 = 16万円

5

5. 定額減税の実施方法（個人住民税の場合）

- ①給与所得者、②事業所得者等、③公的年金受給者について、個人住民税の定額減税の実施方法は次のとおりです。

①給与所得者 （特別徴収）	・ 定額減税後の税額を、 <u>令和6年7月分</u> ～令和7年5月分の11か月に均一にして徴収する。 ※令和6年6月分は徴収しない。
②事業所得者 不動産所得者等 （普通徴収）	・ 定額減税前の税額をもとに算出した <u>第1期分（令和6年6月分）</u> の税額から控除する。第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除する。
③公的年金受給者 （特別徴収）	・ 定額減税前の税額をもとに算出した <u>令和6年10月分</u> の特別徴収税額から控除する。10月分から控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除する。

《具体的なケース①・単身会社員》 町試算例

従 来	月額	年額
月給	300,000	3,600,000
社会保険料	30,000	360,000
所得税	6,000	72,000
個人住民税	9,000	108,000
手取り	255,000	3,060,000

所得税3万円+個人住民税1万円 = 合計4万円減税

・ 所 得 税 令和6年6月～10月までの5か月で**3万円**の減税

・ 個人住民税 年間合計10万8千円から**1万円**の減税÷11か月

単位：(円)

定額減税	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11～R7.5の各月	年額
月給	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,600,000
社会保険料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	360,000
所得税	0	0	0	0	0	6,000	42,000
個人住民税	(徴収なし)	9,000	8,900	8,900	8,900	8,900	98,000
手取り	270,000	261,000	261,100	261,100	261,100	255,100	3,100,000

手取り差額 +15,000 +6,000 +6,100 +6,100 +6,100 +100 (7月分) 手取り合計4万円増

7

《具体的なケース②・会社員と扶養家族3人》 町試算例

従 来	月額	年額
月給	300,000	3,600,000
社会保険料	30,000	360,000
所得税	3,000	36,000
個人住民税	7,000	84,000
手取り	260,000	3,120,000

所得税12万円+個人住民税4万円 = 合計16万円減税

・ 所 得 税 令和6年6月～12月までの7か月で**2万1千円**の減税
120,000円 - 21,000円 = 99,000円 (切上げ給付で10万円支給)

・ 個人住民税 年間合計8万4千円から**4万円**の減税÷11か月

単位：(円)

定額減税	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9～R6.12の各月	R7.1～R7.5の各月	年額
月給	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,600,000
社会保険料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	360,000
所得税	0	0	0	0	3,000	15,000
個人住民税	(徴収なし)	4,000	4,000	4,000	4,000	44,000
手取り	270,000	266,000	266,000	266,000	263,000	3,181,000

手取り差額 +10,000 +6,000 +6,000 +6,000 (4月分) +3,000 (5月分) 手取り合計6万1千円増

8

6. 定額減税の導入で変わる

定額減税の導入で・・・

- ①定額減税は、納税額にかかわらず一定の金額が差し引かれるため、特に、低・中所得者層への恩恵が相対的に大きい。
- ②実質的な税負担が軽減されることで、家計に余裕が生まれ、消費意欲が高まり、経済活動が活発化されることが期待される。

【減収額への補填】

定額減税で減収となった個人住民税所得割額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

9

大磯町町税条例の一部改正について

1 改正概要

令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月28日に国会において可決成立し、同年3月30日に公布されたことに伴い、大磯町町税条例に反映させる必要が生じたため、令和6年3月30日付けで専決処分により所要の改正を行ったものです。

2 改正内容

(1) 定額減税に係る個人町民税の普通徴収の特例に関する規定の整備

(附則第5条の3関係)

- ・ 令和6年度税制改正により実施されることとなった個人町民税の定額減税に関連し、地方税法附則第5条の9として「令和6年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例」（減額の方法）が追加されました。
- ・ 当該特例規定は、普通徴収の方法によって徴収する個人町民税の納期を地方税法第320条本文の規定により「6月、8月、10月及び1月中」と定めていることを前提としたものですが、本町では、地方税法第320条ただし書の「異なる納期を定めることができる」規定により、第4期の納期を1月中ではなく、12月中と定めています。
- ・ 今回の法改正による定額減税の実施に当たり、当該特例規定の読み替え（「第320条本文」を「第320条ただし書」に、「1月中」を「12月中」に）が必要となるため、規定の整備を行いました。

(2) 用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置の延長に関する規定の整備

(附則第9条関係)

- ・ 固定資産税（土地）について、用途変更宅地等や類似用途変更宅地等の税額計算に必要となる前年度の課税標準額の算出方法については、原則として、「平均負担水準方式」を適用することとされています。
- ・ その一方で、市町村の条例で定めることにより、「平均負担水準方式」を採用せず、「みなし方式」により課税標準額を算出することができるという経過措置が平成11年度から継続されています。

- 本町においては、用途変更宅地等に係る課税標準額の算出に関し、周辺の土地に合わせた負担調整を行うことができる「みなし方式」を平成11年度から採用しており、その旨を大磯町町税条例の附則で定めています。
- 今回の法改正により、現在、令和5年度までとなっている経過措置が3年間延長されることから、現在、大磯町が平成11年度から令和5年度まで採用している「みなし方式」を令和6年度から令和8年度まで引き続き適用するため、規定の整備を行いました。

(3) 施行日

令和6年4月1日から施行しました。